

# インボイス制度

## 対応に伴う専門家派遣のご案内

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（いわゆる**インボイス制度**）が始まりました。課税事業者が仕入税額控除をするには、取引先にインボイス（適格請求書）を発行してもらう必要がありますが、制度開始後も、実務面で問題を抱える事業者は少なくありません。

福井県中央会では、インボイス制度の概要や対応に向け、講習会の開催や組合等への専門家派遣を行います。負担金は**原則無料（中央会で負担）**ですので、お気軽にご活用ください。

**募集組合数：5組合（先着順）**

### テーマ例

- ・インボイス制度への円滑・適正な対応に関する具体的な手続き
- ・消費税の免税事業者との仕入取引がある場合に考えられる影響 等々

### 補助対象経費

専門家謝金・会場借上料など  
※組合での立替払いは認められませんのでご注意ください。  
本会が直接お振込みいたします。

### 補助要件

令和7年1月31日までに支払いが完了すること。

### 申込方法

裏面の申込用紙にご記入のうえFAX  
または、右記QRコード（Googleフォーム）よりお申込みいただくか、本会巡回指導員に直接お申込みください。



# インボイス制度 専門家派遣利用申込書

組合名：	
企業名：	
担当者名：	
希望日時	令和 年 月 日 ( 曜日 ) : ~ :
開催予定場所	・組合事務所 ・その他 ( )
専門家名 (所属・役職)	いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 選定済 所属 役職 氏名 <input type="checkbox"/> 未定(候補あり) <input type="checkbox"/> 中央会からの推薦を希望する
相談テーマ	
希望する 補助対象経費	いずれかに✓ <input type="checkbox"/> 専門家謝金 <input type="checkbox"/> 専門家旅費 <input type="checkbox"/> 会場借上料 <input type="checkbox"/> 資料印刷費